

固定資産税 都市計画税のお知らせ

問 住民生活課税務係 ①②番窓口 Tel 64・1106

固定資産税・都市計画税の納税通知書を納税者（令和5年1月1日の所有者）に送付します

土地・家屋については次の内容が記載された「課税明細」を同封していますので、現況のご確認をお願いします。

土地：所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額
 家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額、軽減税額

（同一人が所有する「すべての土地の課税標準の合計額」が30万円、「すべての家屋の課税標準の合計額」が20万円、「すべての償却資産の課税標準の合計額」が150万円に満たない時には、課税されません。【免税点】よって土地、家屋、償却資産のいずれも、右記の**免税点未満**の場合は、通知書は送付されません。）

5月31日まで土地（家屋）価格等縦覧帳簿の閲覧ができます

土地・家屋の納税者の方が、町内の全ての土地・家屋の価格等を縦覧できるようになっています。縦覧を希望される方は税務係窓口までお越しください。

次の場合には、随時届出てください。税務係(固定資産税担当)まで

- ・家屋を増改築・取壊したとき
- ・土地の用途変更をしたとき(住宅用地の軽減など)
- ・軽減を受ける申し出(長期優良住宅の取得、耐震・バリアフリー・省エネのための改修など各条件があります。)

重複納付にご注意ください

口座振替納付以外の方には、年4回納期の納付書と一括納付書(5月末日限)を同封しています。どちらかで納めてください。

※全期前納の納付書には「全」と記載されています。納期限は5月末日です。



軽自動車税(種別割)の減免申請のお知らせ

問 住民生活課税務係 ①②番窓口 Tel 64-1106

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている軽自動車について、一定の要件のもとに軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。減免を受けられる場合は次のものをご用意のうえ、期日までに税務係へ申請してください。

なお、減免を受けることができるのは、身体障がい者等の方が所有する軽自動車等(18歳未満の場合は家族の方)で、身体障がい者等一人につき一台です。(普通自動車も含む)

障がいの内容によって減免を受けられない場合がありますので、申請される方はあらかじめ税務係へお問い合わせください。

【申請期日】
5月31日※ 厳守

【減免申請に必要なもの】

①身体障がい者等本人が運転する場合

- ①手帳(交付されている次の手帳のいずれか)
- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

②運転免許証(身体障がい者等と生計を一にする方が運転する場合、運転者の免許証)

③自動車検査証

④納税通知書

⑤申請者の個人番号が確認できる資料

・マイナンバーカード

・氏名及び住所等が住民票と一致している通知カード等

⑥生計同一証明書または住民票(申請予定日より概ね一カ月以内に発行されたもの。継続の方は不要です。)

⑦常時介護証明書(申請予定日より概ね一カ月以内に発行されたもの。継続の方は不要です。)

⑧常時介護証明書(申請予定日より概ね一カ月以内に発行されたもの。継続の方は不要です。)

※生計同一証明書及び常時介護証明書の発行機関や住民票について不明な場合は、お問い合わせください。

和歌山県から自動車税に関するお知らせ

自動車税(種別割)の納期限は5月31日※です。納期内納税をお願いします。

お近くの金融機関窓口、コンビニなどでお早めに納付してください。

パソコン、スマートフォンなどからクレジットカードを利用して納付もできます。

納税通知書に印字されているコンビニ収納用バーコードを利用して、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、au Pay等)でも納付することができます。ぜひご利用ください。

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車は、名義や障がいの程度など、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

お問合せ先
 紀中県税事務所 課税課
 TEL 64-1260

町税の未納はありませんか？

問 住民生活課税務係 ①②番窓口 Tel 64-1106

町税にはそれぞれ納期限が定められており、納期限内に納付することになっています。納税の義務は、国民の三大義務の一つであり、未納の状態が続くと(納付が滞っていると)督促手数料や延滞金等が加算された額を納付しなくてはなりません。延滞金等は、納期内に納付された方との公平性を図る上で加算されるものであり、ご自身の負担が重くなります。

未納状態が続き、滞納が解消されない場合は、

滞納処分のため滞納者の財産を調査(金融機関に対する預金調査や勤務先・取引先への調査)し、財産が発見された際は、納税義務者の意思に関わりなく、差押え等の滞納処分を執行することとなります。

未納となっている町税がある場合はすみやかに納付してください。生活が苦しい等、やむを得ない事情があるときは、納期限までに必ず住民生活課税務係までご相談ください。